【資料２－2】

第５次飯能市障害者計画 令和８年度 実施計画

基本目標

１．福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上 …… Ｐ１

２．障害者差別の解消と権利擁護の推進 …… Ｐ２

３．地域の相談支援体制と生活支援の充実 …… Ｐ８

４．共に学び育つ保育・療育・教育の充実 …… Ｐ１０

５．保健・医療の充実 …… Ｐ１１

６．多様な就労への支援 …… Ｐ１４

７．文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援 Ｐ１４

８．安心・安全で住みよいまちづくりの推進 …… Ｐ１５

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
1　福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上		
1　交流機会の充実による福祉意識の醸成		
1（重点）　こころのバリアフリーの推進		
	自治振興課	講演会やイベントの告知においては、電話番号だけでなく、メールアドレスの併記や電子申請を取り入れるなど、障害のある方への合理的配慮に努める。
	加治地区行政センター	様々な機会に「心のバリアフリー」を推進する。
	吾野地区行政センター	障害への理解や権利擁護に関する掲示、チラシの配架を行う。
	東吾野地区行政センター	館内に障害理解に関する啓発ポスター等を掲示し、心のバリアフリーを推進する。
	原市場地区行政センター	窓口業務において、まずは相手の目的をきちんと理解し、相手のペースにあわせて応対する。
	名栗地区行政センター	障害理解に関する啓発ポスター等を館内に掲示し、福祉意識の醸成を図る。
	障害福祉課	・作製したリーフレットを活用するなどして、市民の障害理解の推進を図る。 ・トントゥ フェスティバルなど、障害がある方が参加するイベントに協力する。
2　イベント等による交流		
	自治振興課	イベントを実施する場合には、誰もが安心して参加することができるように配慮する。
	環境緑水課	環境緑水課で実施するイベント等において、障害のある方が参加しやすいよう配慮するとともに、幅広い世代の方が参加しやすい場とする。
	加治地区行政センター	公民館事業における障害のある方の参加促進を図る。
	東吾野地区行政センター	障害のある方が参加する場合は、支障がないようできるだけ運営・設営に配慮する。
	原市場地区行政センター	老若男女が地域交流をできる講座を開催する。
	名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかけ、交流する。
	障害福祉課	・障害のある方や家族の参加、イベントへの手話通訳等の派遣、実行委員会等への障害のある方やご家族の参画を進める。 ・トントゥ フェスティバルなど、障害がある方が参加するイベントに協力する。 ・当事者が主体である理解促進・啓発事業を実施し、更なる地域包括ケアシステムの推進につなげる。
2　幼い頃から障害のある方等と交流し、障害 を正しく理解できる環境づくり		
3　幼い頃からの交流機会の提供		
	保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つぼみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。
	障害福祉課	保育所・幼稚園併用児童について、併用先の集団の場で友だちと交流ができているか、関係機関との情報共有や連携を図る。併用していない児童についても、保育所の園庭開放や年長児による保育所体験などを実施し交流の場を提供する。
4　小・中学校における多様な福祉教育の推進		
	学校教育課	各小中学校が作成する年間の教育課程に福祉教育を明確に位置づけ、福祉教育の理解促進を図る。
	障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中で、インクルーシブ教育について外部講師を招いての研修会を行い、協議を深めていく。
3　地域の福祉力の向上		
5　地域の福祉活動団体との連携		
	地域福祉課	民生委員・児童委員、地域福祉推進組織等との連携を図り、継続的な活動を支援する。
	加治地区行政センター	自治会との連携により、地域福祉活動を行う団体に対し継続するための助成金交付により支援する。
	吾野地区行政センター	ふくしの森ステーションあがの等の団体と連携し、障害のある方等が参加しやすい地域活動を目指す。
	名栗地区行政センター	地域の民児協や自治会、なぐり広場などの組織において、福祉事業を中心に広く地域とのつながりを持ち、連携協力していく。
	障害福祉課	・各地の地域福祉推進組織等に、障害のある人が参加できるよう社会福祉協議会ＣＳＷとともに後方支援を行う。 ・身体障害者福祉センターの事業について、飯能市社会福祉協議会と意見交換を行う。 ・飯能市民生委員児童委員協議会の障害福祉部会の研修に協力する。
6　ボランティアの活躍の場の提供		
	地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	障害福祉課	・社会福祉協議会をとおしてボランティア団体の状況を把握し、周知を図る。 ・手話奉仕員養成講座の修了者に対する支援について、飯能市社会福祉協議会と意見交換を行う。
7 障害のある方等が主体の地域活動、ボランティア活動への支援		
	地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。
	加治地区行政センター	牛乳パックの回収に努め福祉施設を支援する。
	加治東地区行政センター	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図り、支援する。
	障害福祉課	・地域活動支援センターが交流事業を障害福祉サービス提供事業所と連携しながら実施する。また、連携する事業所の幅を広げる。 ・ピアサポート団体が看護専門学校に出張し、啓発活動を行う。
2 障害者差別の解消と権利擁護の推進		
1 障害者差別解消の取組の推進		
8(新規) 障害者差別解消協議会の設置、情報の集約と協議		
	障害福祉課	埼玉県との共催事業として、事業者向けの差別解消に関する研修会を開催し、関係団体との意見交換を行う。
9(新規) 市内企業等に対する合理的配慮義務に関する普及啓発		
	契約検査課	市内企業等において、合理的配慮がなされているか注視し、必要があれば障害福祉課のHPを案内する。
	産業振興課	障害福祉課や飯能商工会議所と連携を取り、合理的配慮義務に関する普及啓発を行う。
	障害福祉課	・市ホームページやリーフレットを活用して周知を図る。県の事業を活用し、企業向けの研修会を開催する。 ・合理的配慮義務における苦情等の情報提供があった場合には、現地調査など必要な対応を行う。
10 市職員等の障害者差別解消法の更なる理解の促進		
	職員課	・差別解消、権利擁護に関する職員研修を実施する。 ・飯能市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく全庁的な取組、合理的配慮の提供を前提とした事業の実施による市民サービスの向上を図る。
	障害福祉課	職員課と共催し職員研修を実施する。
2 権利擁護に関する取組の推進		
11（重点） 「誰もがお互いを尊重し合う社会」の実現に向けた啓発活動		
	人権くらし安全課	・「人権尊重社会を目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会を目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページによる啓発を行うとともに図書館連携展示等の啓発活動を実施する。 ・「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パネル展示や図書館連携展示等の啓発活動を実施する。
	観光課	聴覚障害のある方が参加しやすくなるように、飯能まつり等のイベントで手話通訳者を配置する。
	美杉台地区行政センター	関係チラシ、ポスターを積極的に配架、掲示する。
	吾野地区行政センター	障害への理解や権利擁護に関する掲示やチラシの配架を行う。
	東吾野地区行政センター	館内に権利擁護に関する啓発ポスター等を掲示し、差別解消と権利擁護を推進する。
	障害福祉課	・障害当事者による啓発活動を実施し、理解促進を図る。 ・障害者週間に合わせて実施するふれあいアート展や広報「はんのう」による周知、手話の日に合わせて行うデジタルサイネージを活用して周知・啓発を行う。
12 権利擁護のための取組		
	人権くらし安全課	「人権尊重社会を目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会を目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページによる啓発を行うとともに図書館連携展示等の啓発活動を実施する。
	地域福祉課	権利擁護に関する周知・啓発を行う。
	介護福祉課	消費者被害等防止対策の推進について、地域包括支援センターと連携し、普及啓発を行う。
	こども支援課	こどもの権利擁護のため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	選挙管理委員会	・車イス利用者等のために投票所の入口にスロープを設置したり、投票所係員が移動の補助をするなど投票しやすい環境づくりを行う。 ・口頭による申出が困難であったり、苦手である方が、投票所の係員に対応してほしい内容を伝えるため、事前に内容を記入して提示できるようにする「投票支援カード」をHP等で常時配布するとともに、対応してほしいことを指差しで伝えることができるようにするコミュニケーションボードを投票所に用意する。 ・障害がある方の投票の補助のために、滑り止めシート、拡大鏡、車イス等を投票所に備え付ける。
	飯能中央地区行政センター	「人権セミナー」を開催し、地域住民の学習機会を創出する。
	精明地区行政センター	人権に関する講座等を開催し、学習機会を創出する。
	東吾野地区行政センター	人権教育研修会を開催し、差別解消と権利擁護を推進する。
	障害福祉課	障害福祉審議会、障害者支援協議会等により権利擁護にかかる取組について協議し啓発事業等を実施する。
3　情報の保障・支援の充実		
13（重点）　情報提供の充実・意思疎通支援の充実		
	秘書広報課	・広報はんのうについて、音訳ボランティア「ひびき」の協力により「声の広報」のCD(DAISY方式)を作成し、視覚障害者に貸し出しを実施する。 ・ホームページ上では広報はんのうの記事および声の広報はんのうのデータについて、アクセシビリティガイドラインを遵守して公開する。
	企画課	広報紙や通知等において、わかりやすい表現による情報提供を行う。問合せについても電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを掲載する。
	情報システム課	ホームページ上で、オンラインできる手続き、便利なサービスをまとめたページを公開する。
	財政課	障害のある方等が、市の予算や決算、財政状況等に関する情報を得る機会を確保するため、表現等を工夫しわかりやすい内容にして「広報はんのう」及び市のホームページに財政状況等を掲載する。
	資産経営課	受付業務委託内での障害のある方との意思疎通を円滑に行うため、難聴者の方にはゆっくりはっきりと話したり、筆談やコミュニケーションボードなど目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う。
	庶務課	障害者福祉や障害者差別に関する内容を、朝礼等で取り上げ、職員の障害者福祉や障害者差別についての理解を深める。
	職員課	市民、職員等の対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。
	契約検査課	身振り・手振り・筆談等を活用し、意思疎通が図れるよう努める。
	市民税課	税務は専門用語が多くわかりにくいため、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが同じ理解に至るように、具体例や日常的な用語、筆談を用いて説明していく。
	資産税課	窓口業務において、遠隔手話サービスや筆談、わかりやすい説明等、障害の特性に応じた対応を行う。
	収税課	窓口対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。
	自治振興課	年代や目的に合わせた情報の取得手段や発信内容について検討し、わかりやすい情報の発信に努める。
	市民課	聴覚障害のある方には手話通訳サービスを利用できるタブレットを窓口に備え付ける等、希望に応じて対応する。
	人権くらし安全課	広報、ＨＰ等について、市民の誰でもわかりやすい構成や内容で情報発信するように努める。
	市民会館	障害のある方の状況に応じて、筆談や身振り手振り等の多様な手段により意思疎通が図れるよう対応する。
	環境緑水課	・広報やホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、平易な表現の使用や、文字へのルビの併記により、誰もがわかりやすい表現で情報を提供する。 ・窓口対応は相手のペースに合わせて話し、場合によっては筆談を行う。
	クリーンセンター	窓口対応において、筆談やわかりやすい説明（手振り身振り）などにより、障害の特性に応じた対応を行う。
	産業振興課	「コミュニケーション支援ボード」を窓口に設置し、柔軟な意思疎通が図れるようにする。
	農業振興課	・窓口対応時、コミュニケーション支援ボードやタブレット端末による遠隔手話サービス、筆談を活用し、対応を行う。 ・ホームページを活用し、情報発信を行う。
	森林づくり課	・窓口対応において、相手に応じたわかりやすい言葉を使用し、障害の特性に合わせて状況により筆談などを行う。 ・ホームページや広報、SNS等の多様な媒体を活用し情報発信する。
	地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。
	保険年金課	筆談や身振り手振りでわかりやすい表現で対応し、伝わりやすい窓口対応をしていく。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	医療管理課	相手を尊重し、話しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、わかりやすい言葉や表現での説明を心掛け、障害の特性に応じた対応を行う。
	保健センター	・広報や市のホームページ、チラシ等を用いることで、幅広い世代への周知を行う。 ・窓口では、遠隔手話サービスや筆談を用いることで、意思疎通ができるよう対応を行う。
	こども支援課	・各種手続きや相談の際に、相談者の特性に応じて、ポケトークやプラスヴォイス（障害福祉課から借用）を活用し、外国語や手話等わかりやすい方法で対応する。 ・子育てガイドブックや各種資料を活用し、丁寧にわかりやすい説明や情報提供を心掛ける。
	保育課	保育業務支援システムCoDMON（コドモン）を利用して、保護者への情報配信を行う。
	都市計画課	より多くの媒体からの情報発信を検討し、表現方法においてはコミュニケーション支援ボードを活用するなど、図やマップ、例示を用いた分かりやすく、多様な意思疎通手段で対応する。
	維持管理課	・道路や橋りょうの通行情報等をホームページでお知らせする際に、簡潔でわかりやすい説明とともに、地図や写真も掲載し、視覚的にもわかりやすい情報提供を行う。 ・窓口対応においては、筆談等を用いて障害の特性に応じたわかりやすい説明を行う。
	建築課	・専門用語が多い建築行政の制度について、文字による説明だけでなく「手続きの流れ図（フローチャート）」や図解を積極的に活用し、障害のある方や制度を初めて利用する方にも分かりやすい資料を用いて説明を行う。 ・窓口での問い合わせにおいて、「筆談」や「ゆっくりとした丁寧な説明」を徹底し、来庁者が合理的配慮を求めやすい環境を整備する。
	区画整理課	窓口対応において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。
	教育政策課	窓口対応の際、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、相手の方のこころに寄り添い、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行う。
	学校総務課	窓口対応の際、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、相手の方のこころに寄り添い、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行う。
	生涯学習スポーツ課	・窓口対応や各種事業において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。 ・主催事業の募集要項、開催のお知らせをホームページに掲載する際、問い合わせ先に、電話番号だけでなく、メールアドレス、二次元コードを併記し、情報提供の充実化を図る。
	図書館	・「飯能市音訳ボランティアひびき」を養成し、図書館の障害者サービスの更なる向上に努める。 ・令和8年度は音訳者養成講座（初級）を開催する。
	博物館	窓口に筆談用ホワイトボード及びコミュニケーション支援ボードを設置する。
	議会総務課	・希望により議会傍聴に手話通訳者を派遣する。 ・車椅子対応の傍聴席を提供する。 ・議会だよりの音声版CDを作成し、障害福祉課を通じて配付する。
	監査委員事務局	様々な障害特性のある方に対して、平易な表現や筆談等を用いて説明する。
	水道業務課	・ホームページで情報を発信する際は、問い合わせ先に電話番号のほか、メールアドレスやFAX番号の記載を行い、会話に頼らない方法を実施する。 ・水道料金等包括業務委託の受注者である第一環境（株）は、窓口業務において状況に応じ筆談での対応を行う。
	水道工務課	窓口対応において、筆談やわかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。
	選挙管理委員会	・視覚に障害があり紙面の選挙公報では候補者情報の取得が困難な方のために、視覚に頼らない選挙公報音訳版の作成に向けて、朗読ボランティア「ひびき」と協議を進める。 ・全ての投票所において、点字による候補者氏名等の掲示と点字器を配備する。
	富士見地区行政センター	来所者の状況に合わせて、筆談、身振りや手振り等で対応する。
	飯能中央地区行政センター	窓口に来られた方に対し分かりやすい対応を心掛け、必要に応じて筆談や絵図、ジェスチャー等でよりよい意思疎通が図れるようにする。
	第二区地区行政センター	障害のある方が来館した場合、障害の特性に応じた意思疎通手段（コミュニケーション支援ボード等）に配慮する。また、行政センターだよりやホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供を行う。
	精明地区行政センター	・コミュニケーション支援ボードを使用するなど、障害の特性に配慮した支援を行う。 ・ホームページ等を活用した情報発信を行う。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	双柳地区行政センター	・地区行政センターだよりを作成する際には、障害のある方にも配慮し、分かりやすい表現に努める。 ・コミュニケーション支援ボードを使用するなど、状況に応じた多様な手段で対応する。
	加治地区行政センター	分かりやすい言葉で情報を提供する。
	加治東地区行政センター	・コミュニケーション支援ボードを分かりやすい場所に配備する。 ・地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を用い、誰もが分かりやすい表現をする。 ・多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。
	美杉台地区行政センター	・コミュニケーション支援ボードを分かりやすい場所に配備する。 ・地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を用い、誰もが分かりやすい表現をする。 ・多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。
	南高麗地区行政センター	障害のある方でも入手し易い方法による情報発信に努める。
	吾野地区行政センター	地区行政センターだより等の広報物において、簡潔な言葉の使用や、わかりやすい表現の使用に努める。 窓口や電話では、障害等の特性に応じた丁寧な対応を行う。
	東吾野地区行政センター	窓口対応において、障害特性に応じた親切・丁寧な対応を行う。
	原市場地区行政センター	・筆談や平易な表現、身振り手振り等、状況に応じて様々な手段を用いて応対する。 ・行政センターだよりやホームページなどには、問い合わせ先の電話番号、FAX番号、メールアドレスを明記する。
	障害福祉課	・作成したリーフレットを活用し、引き続き周知・啓発を図る。 ・庁内各課にタブレット端末による意思疎通支援やコミュニケーション支援ボードの活用を呼び掛ける。
14(新規)	デジタル機器や ICT を活用した情報の取得、利用	
	企画課	各種事業を実施するに当たり、ホームページやSNS等多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、電子申請サービスの活用を検討する。
	財政課	市の予算及び決算、財政状況について「広報はんのう」及び市のホームページを活用することにより、多くの市民等に対し情報を発信する。
	庶務課	デジタル機器やＩＣＴを活用した情報の取得、利用を推進するため、オープンデータやホームページの情報更新を適正に行う。
	職員課	各種申請手続きについて、電子申請での申請も可能となるよう対応する。
	契約検査課	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組む。
	市民税課	障害特性により情報取得や手続きが困難な場合、eLTAXなどを用いて自宅から申告が可能となる。これにより、来庁が困難な方でも適切に申告できる環境を整備していく。
	資産税課	電子申請の活用と、ホームページによる情報提供の充実を行う。
	収税課	ペイジー口座振替受付サービスを周知していく。
	自治振興課	情報の発信について、市ホームページやＳＮＳなどの活用、また、利用については電子申請やメールでの受付も行う。
	市民課	来庁せずに転出が完了する、マイナポータルを利用したオンライン転出の利用を促進する。
	人権くらし安全課	既存の紙媒体での申請と電子申請を並行して利用することができるように検討を進める。
	市民会館	市民会館での催し物の情報や貸館利用に関する手続き等について、デジタル機器やICTの活用により、障害のある方の利便性の向上を図ることを検討する。
	環境緑水課	電子申請や市のホームページの活用により、窓口へ行くことなく手続きや情報収集ができる環境を充実させる。
	クリーンセンター	ごみの受け入れ時にも使用できるよう、遠隔手話サービスについて委託業者と情報を共有する。
	農業振興課	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるようにする。
	森林づくり課	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるようにする。
	地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。
	保険年金課	聴覚障害等のある方へは、タブレット端末を窓口で活用していく。なお、ホームページ等の周知媒体での掲載に配慮する。
	医療管理課	ICT等を活用した医療連携システムを活用する。
	保健センター	電子申請や二次元バーコードによる問い合わせや申し込みを継続する。
	こども政策課	ホームページやSNS等多様な媒体を活用して情報を発信する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	こども支援課	・広報はんのう、市ホームページ等で子育て教室や講座の周知を図る。 ・子育てガイドブックを、市ホームページへの掲載や冊子での配布により、市内の子育て情報を発信する。 ・地域子育て拠点（6拠点）の活動予定を掲載した「おたより」を毎月発行する。
	保育課	保育施設向けICT業務支援ツールであるCoDMON（コドモン）を活用し、保護者との各種連絡・情報共有を行う。
	都市計画課	・公開型GISにおける都市計画関連情報の更新や追加に向けて検討する。 ・国・県が進める3D都市モデルについて、主体となる県と実装に向けた調整を進める。 ・飯能市乗合ワゴンの時刻表等の情報をGTFSデータリポジトリに登録・公開し、各路線検索サイトに対応できるようにする。
	維持管理課	道路占用許認可のデジタル申請化に向けた調査、研究を行う。
	建築課	・市営住宅入居者募集や空き家バンクについて、インターネットを活用した周知を行う。 ・電子申請の対象手続き（長期優良住宅の認定申請・変更）を拡大し、障害等により窓口へ赴くことが難しい方の負担軽減を図る。 ・窓口のパソコン（GIS・建築計画概要書等）を用いた案内では、デジタル機器の特性を活かした、誰もが正確な情報を取得しやすい環境を維持する。
	区画整理課	申請手続きについて、電子申請化の検討を行う。
	教育政策課	学校関係者や保護者等へ通知する際は、問合せ方法に電話番号やメールアドレスなど複数の情報を記載し、連絡方法に配慮する。
	学校総務課	学校関係者や保護者等へ通知する際は、問合せ方法に電話番号やメールアドレスなど複数の情報を記載し、連絡方法に配慮する。
	生涯学習スポーツ課	・主催事業において、広報はんのうやホームページ、ＳＮＳの活用を進め、多様な媒体からの情報提供に努める。また、申込受付については、電子申請の活用を進める。 ・体育施設の予約について、施設の空き状況等を確認できる「公共施設予約サービス」の運営を行い、誰でも簡単に情報の取得や利用登録ができるサービスを提供する。
	図書館	ホームページやＳＮＳを活用し、図書館の利用に困難のある方に、音声デイジーの貸出及び対面朗読などの障害者サービスの周知やバリアフリー対応DVD、大活字本等、各種資料の案内を行う。
	博物館	各事業の申込み受付について、電子申請できるよう取り組む。電子申請が難しい人に対しては、窓口、電話等の対応も行う。
	議会総務課	「市議会だより」の音声データ（声の議会だより）を市ホームページ上で公開する。
	監査委員事務局	審査会等の際にバウンダリーマイクを使用することで、障害のある方が大きい声を出さなくても良いように負担軽減を図る。
	水道業務課	水道の使用開始や中止などについて、電子申請での対応を行う。
	水道工務課	ホームページでの各種申請手続や制度の情報提供、また、漏水による緊急断水の情報提供を行う。
	第二区地区行政センター	ホームページを活用して当センターの情報を提供できるようにする。
	精明地区行政センター	講座等の申し込み方法に電子申請を加える。
	双柳地区行政センター	・各種講座などの申込を、電子申請等の多様な方法で行う。 ・情報提供に際して、多様な媒体（ホームページ、フェイスブック等）の活用に努める。
	加治地区行政センター	公民館事業の参加申込みに電子申請を活用する。
	加治東地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。
	美杉台地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。
	南高麗地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。
	吾野地区行政センター	紙媒体による広報のほか、ホームページ等の多様な媒体から広報を行う。
	東吾野地区行政センター	事業への申込みにおいて、メールやFAX、電子申請など多様な方法で受付を行う。
	原市場地区行政センター	講座の申込方法に、電子申請を用いる。
	名栗地区行政センター	携帯電話などの操作で困っている方のサポートをする。
	障害福祉課	・デジタル機器を使用し、庁内及び公共施設でサービスが提供できるよう関係機関と協力していく。 ・遠隔手話サービスの拡充について事業者と調整を行うとともに、対象者へ周知を行い更なる利用拡大を図る。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
4　意思決定支援の推進		
15(新規)　自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方等への相談支援体制の構築		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方から相談を受けた際は、障害福祉課等の関係機関と連携した対応を行う。
	地域福祉課	重層的支援体制整備事業の実施により、包括的な相談支援体制を構築する。
	保険年金課	国民健康保険に加入中の４０歳～７４歳の方、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、１年度に１回、無料で、（特定）健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。また、チラシやホームページ、広報等で周知を図り普及啓発に取り組む。
	保健センター	個々の状況に応じて連携をとりながら個別支援を行う。
	こども支援課	こどもや子育て家庭の方々が、安心して自ら意思決定ができるよう、丁寧に相談に対応し、わかりやすい方法で情報提供するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。
	障害福祉課	障害のある人等の意思決定に寄り添う相談支援専門員を養成するための研修会（ＧＳＶ）を実施する。
5　虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応		
16　障害者虐待予防の徹底		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて、障害者虐待に繋がる可能性のある内容の相談を受けた際は、障害福祉課等の関係機関と連携した対応を行う。
	介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待の予防と早期発見に繋げる。 ・高齢者虐待防止等ネットワーク会議の開催及び高齢者虐待防止対策専門性強化事業を実施し、事例検討や個別相談を通じて虐待防止の徹底を図る。
	保健センター	関係機関や医療機関と連携し、虐待リスクのある人がいた場合、早期に情報共有し早期対応につなげる。
	こども支援課	・広報はんのう、市ホームページに「児童虐待」について掲載し、広く相談や通告を呼びかける。 ・関係機関と連携し、虐待リスクのあるこどもについて、情報共有及び早期対応を図る。
	障害福祉課	障害者虐待防止センターによる広報、障害福祉サービス提供事業所等への研修会や助言などの取組を充実する。
17　障害者虐待の早期発見・対応、養護者への支援		
	地域福祉課	重層的支援体制整備事業の実施により、包括的な相談支援体制を構築する。
	介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待を早期発見し予防に繋げると共に素早い対応を行う。 ・各地域包括支援センターや介護保険サービス事業者などの関係機関と連携し、情報共有を徹底する。
	保健センター	地区担当保健師による個別支援や保健センターで実施している各保健事業を通し、虐待の早期発見と早期対応、及び養護者への支援を行う。
	こども支援課	「要保護児童対策地域協議会」を中核とし、関係機関と連携のうえ、児童虐待の早期発見・対応、養護者への支援を行う。
	学校教育課	小中学校において定期的に行っている生活アンケート等を通して、早期発見に努め、関係機関との連携を図る。
	障害福祉課	虐待を受けた障害のある方等の安全確保等、即時対応できる体制の確保を市内事業者と調整する。養護者支援として地域生活支援拠点事業との連動を図るようにする。
6　成年後見制度の利用促進		
18　成年後見制度の普及啓発		
	地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。
	介護福祉課	社会福祉協議会と連携し成年後見制度の利用促進、啓発及び成年後見センターの周知を行う。また、成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。
	障害福祉課	成年後見センターと協働し、普及啓発を図る。
19　成年後見制度の利用促進		
	地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。
	介護福祉課	社会福祉協議会と連携し成年後見制度の利用促進、啓発及び成年後見センターの周知を行う。また、成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	障害福祉課	成年後見制度利用支援事業の拡大に伴う情報提供を各機関に行い、制度利用を促進する。
3　地域の相談支援体制と生活支援の充実		
1　包括的相談支援体制の充実		
20（重点）　基幹相談支援センターの機能強化		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて受けた相談に関し、必要に応じて関係機関へ情報共有やケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携した対応を行う。
	介護福祉課	・市、地域包括支援センター、関係機関との地域情報の共有化を図り、市民等の相談対応に活かす。 ・地域包括支援センター等が行う相談業務は、専門職種によるチームアプローチを基本とし、専門的な立場からの様々な相談に対応する。 ・医療、保健、福祉等の関係者とのネットワークを通じて、適切なサービス利用の促進に努める。
	保健センター	個々の状況に応じて連携をとりながら個別支援を行う。
	障害福祉課	基幹相談支援センター・生活支援担当職員の全員が相談支援専門員資格を取得できるよう体制整備を図る。
21（重点）　包括的な相談支援体制の構築		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて受けた相談に関し、必要に応じて関係機関へ情報共有やケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携した対応を行う。
	地域福祉課	重層的支援体制整備事業の実施により、包括的な相談支援体制を構築する。
	介護福祉課	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談業務においては、すこやか福祉相談センターと連携し、高齢者と障害者を包括的に支援する相談窓口体制とする。
	保健センター	相談支援を円滑に行うための研修会等を実施し、地域の支援者への支援を行うとともに、包括的な相談支援体制構築に向けて地域課題を抽出する。
	第二区地区行政センター	社会福祉協議会等関係機関と連携し、「まちの保健室」の開催に協力する。また、地域住民が相談に来所した時は、関係機関に繋ぐ。
	障害福祉課	重層的支援体制整備事業の支援会議・重層的支援会議に、みんここマネージャーとして出席する。
22　相談窓口の連携		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて受けた相談に関し、必要に応じて関係機関へ情報共有やケースカンファレンスを実施し、関係機関との連携した対応を行う。
	地域福祉課	リニューアルした総合相談窓口「みんココ」を推進する。
	介護福祉課	市民からの情報や地域の課題など、関係機関と情報を共有し、連携体制の強化を図る。
	保健センター	精神保健相談やひきこもり相談窓口として周知を図り、関係機関に保健センターの役割や強みの理解を促す。
	こども支援課	こども家庭センターの機能を活かし、各相談窓口との連携を強化する。
	保育課	・保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育施設入所等の相談・助言を行う。 ・保育施設に地域担当保育士を配置し、地域の子育て相談を行う。
	富士見地区行政センター	来所者の相談内容を聞き、内容に応じた適切な窓口（担当課）へつなぐ。
	障害福祉課	8050世帯支援に限らず複合世帯への支援について介護支援専門員協議会と相談支援連絡会・庁内関係各課と共催で研修会を開催する。
2　一人ひとりのニーズに応じた支援の充実		
23　ケースマネジメントの手法による相談支援		
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて受けた相談に関し、必要に応じて関係機関への情報共有やケースカンファレンスを実施することで、関係機関と連携した支援を行う。
	保健センター	引き続き、保健師の担当地区をすこやか福祉相談センターのエリアと重なるように分け、ニーズに応じた相談支援を行う。
	こども支援課	相談支援の質の向上に向けた、研修会や定例カンファレンスを実施する。
	障害福祉課	令和8年度から開始する、重層的支援体制整備事業に参画する総合相談窓口関係者も同研修会に参画し、更なる重層的支援を推進していく。
24　障害特性等に配慮したきめ細かな生活支援		

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	人権くらし安全課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて受けた相談に関し、関係機関と連携し相談者の障害特性等に配慮したきめ細かな生活支援を行う。
	保健センター	各種保健事業の実施にあたり、障害特性に配慮する。
	こども支援課	障害や特性等に配慮した、こども・子育て支援を行う。
	保育課	保育施設において、障害特性等に応じて保育士を加配して支援する。
	障害福祉課	障害者相談員、ピアサポート相談員による相談会を定期開催する。聴覚障害者相談員については、複数体制とし、性別によって相談できる内容にも対応できるようにする。
3　当事者による支援の充実		
25　ピアサポート活動の支援		
	介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、当事者同士の交流や人とのつながりが図れる集いの場として、認知症カフェ（ひだまりカフェ）の運営を支援する。
	保健センター	はんのう酒害相談会を実施し、当事者同士での情報交換をできるようにすると同時に、癒され、活力を得る場となるようにする。
	障害福祉課	埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進につながるよう研修情報を周知する。また、日常業務の中においてもピアサポーターの役割等周知する。
26　家族支援及び家族会活動への支援の充実		
	介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりや介護負担の軽減を図り相談を行える場である、認知症の人の家族交流の場（ひだまりのつどい）に対する運営を支援する。
	保健センター	関係機関と連携し、精神障害のある方の退院支援・退院後の在宅支援を行う。
	障害福祉課	家族向けの研修会や障害者支援協議会への参画を行い、家族の思いを反映させた施策の策定のための協議を進める。
4　障害福祉制度の周知・情報提供		
27　障害福祉サービス等に関する制度の周知		
	障害福祉課	・市のホームページ、障害福祉の手引きなどを見やすく、最新の情報が掲載されるよう見直す。 ・見直した内容について必要に応じて関係団体等へ情報発信を行う。 ・関係団体等と意見交換を行う場合には、制度の変更などの情報提供を合わせて行う。
5　地域生活を支える支援の充実		
28　法定サービスの提供体制の確保		
	介護福祉課	一つの事業所において、高齢者と障害者（児）がサービスを受けられるよう、「共生型サービス」を介護保険事業所に周知し、提供体制の確保に努める。
	障害福祉課	・市内で事業所の開設を希望する事業者に対し、「飯能市障害福祉計画」及び「飯能市障害児福祉計画」に基づき対応する。 ・国、県から発信された情報を市内事業者に情報提供する。 ・市内の相談支援事業所が適切に運営されるよう集団指導及び実地調査を行う。 ・市内の放課後等デイサービス事業等のサービスが適切に行われているか、事業者の請求情報や利用者（保護者）への聞き取りを行う。 ・国保連からの請求を確認し誤った請求に対して事業者に過誤を依頼するとともに、よくある誤りについては事業者に周知する。
29　地域生活支援事業の充実		
	障害福祉課	・移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業の充実を図る。障害のある方の多様なニーズに対応するため、市内外問わず事業実施可能な法人に働きかけを行う。 ・社会福祉協議会が開催する手話奉仕員養成講座や成年後見事業に協力する。 ・意思疎通支援事業の実施など地域生活支援事業の実施にあたっては、多様なニーズに対応できるよう国、県、他市町村の動向を踏まえて見直しを行う。
30　サービス提供にかかる支援の質の向上		
	障害福祉課	令和8年度から開始する、重層的支援体制整備事業に参画する総合相談窓口関係者も同研修会に参画し、更なる重層的支援を推進していく。

基本目標・施策・取組			担当課	令和８年度取組
		31	地域生活支援拠点（面的整備）の機能強化	
			障害福祉課	新規障害福祉サービス事業所に対し、拠点への参画の働きかけを行う。拠点コーディネーターについては、基幹相談支援センターではなくすこやか福祉相談センターが対応することが適切であるかも含めて、必要性を精査する。
	6　暮らしの場・居住支援の充実			
		32(新規)	居住支援の仕組みづくり	
			障害福祉課	居住サポート事業について、直営実施するかも含めてを実施先を検討する。
		33	施設入所が必要な人への支援	
			障害福祉課	相談支援事業所等と連携し、入所希望者のニーズを抽出し、埼玉県障害者支援課施設支援担当と適切な入所調整を行う。
4　共に学び育つ保育・療育・教育の充実				
	1　インクルーシブな保育の推進・インクルーシブ教育の推進に向けた基盤の整備			
		34（重点）	共に育つ保育・幼児期教育	
			保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つぼみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。
			障害福祉課	療育機関として保育所への巡回訪問や保育所の障害児担当者会議に参加し、保育所職員の障害の特性の理解や保育の充実につなげられるよう相談業務を行う。
		35	小・中学校における相互理解の促進及び共同学習	
			学校教育課	学びの改革を進めると共に、誰一人取り残さない共同学習の推進を図る。
			障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中で、インクルーシブ教育についての研修を行い、学校の教員等の意見を踏まえた協議ができるよう検討していく。
		36(新規)	放課後児童クラブによる障害のあるこどもの受入れ	
			保育課	・障害のあるこどもを受け入れて支援員等の加配を行う放課後児童クラブに対し補助金を交付し、受け入れ体制の充実を図る。 ・研修会の実施や情報提供を行うことで、放課後児童クラブ職員の障害理解の推進を図る。
			障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中で、インクルーシブ教育についての研修を行い、放課後児童クラブの職員の意見を踏まえた協議ができるよう検討していく。
		37	放課後等デイサービスの充実	
			障害福祉課	放課後等デイサービスが利用できず日中一時支援事業を利用するケースが少なくなるよう、延長支援加算の該当しない事業所に協力を求める。
	2　療育・発達支援等の充実			
		38（重点）	児童発達支援センターの設置	
			保健センター	乳幼児健診や既存事業、個別支援、関係機関との連携を通して、地域課題やニーズを把握する。
			障害福祉課	児童発達支援センターの設置については、庁内で検討を行い、設置に向けて庁内合意を図り準備を進める。
		39	保護者や兄弟姉妹への支援	
			保健センター	既存の事業や乳幼児健診を通して、家族全体を対象とした支援を実施していく。
			こども支援課	・公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。 ・公認心理師・臨床心理士、子育て支援総合コーディネーター、保育士による子育てに関する相談を実施する。
			学校教育課	児童生徒や保護者に寄り添った相談体制を図り、発達における相談等を進める。
			障害福祉課	・親子通園施設のため、普段の療育の中で児童の関わりへの相談について対応していく。（年3回の面談・その他相談があれば随時対応） ・専門職（ＳＴ・ＰＴ）による保護者向け学習会や行事などを通し、家族（父・兄弟・祖父母等）の療育への理解を深めるほか、児童の特性等を知ってもらうことで家庭での支援につながるようにする。 ・地域の相談支援として、電話相談や保健センター事業すくすく教室に参加し、保護者の相談対応を行う。
		40	医療的ケアを要するこども等への支援	
			保健センター	安心して生活できるよう、医療、福祉、教育の多職種で連携し、相談支援を行う。
			保育課	保育施設における医療的ケア児の受入について検討し、体制整備を行う。
			障害福祉課	医療的ケア児コーディネーター間の連携を図り、医療的ケアを要する障害のあるこどもの支援体制を構築する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
41 こどもの成長に応じた支援		
	保健センター	はんのうキッズすくすくクラブ、発育発達相談を実施し、発達段階に合わせた支援を行う。
	こども支援課	・地域子育て支援拠点において、月齢、年齢に応じた子育て教室や講座、講師を招いた講演会を開催する。 ・子育てや発達に関する相談は、関係課と連携してこどもと保護者に寄り添った支援を実施する。
	障害福祉課	・幼稚園・保育所を併用している児童が多いため、個別支援会議にて幼稚園・保育所と連携しながら情報共有や相談等を行い、療育内容を検討していく。（見学等で集団での姿も知る） ・児童の特性にあった就学先につながるよう、就学説明会の開催や特別支援学校・支援級の見学を計画する。
3　特別支援教育・教育環境の充実		
42 学習支援体制の整備・充実		
	学校教育課	一人ひとりに寄り添った就学相談や教育相談を進めると共に、安心した学習環境整備に努める。
	障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中で、インクルーシブ教育についての課題別研修を行い、関係機関の参画により協議を深めていく。
43 交流の充実		
	障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中で、インクルーシブ教育についての課題別研修を行い、関係機関の参画により協議を深めていく。
44 学校施設のバリアフリー化の推進		
	教育政策課	学校の優先駐車場の設置やトイレ、階段等（昇降口も含む）を改修する際はバリアフリー化を図る。
5　保健・医療の充実		
1　健康づくりの推進		
45 誰もが必要な健診等を受けられる保健事業の充		
	介護福祉課	後期高齢者の保健と介護の一体的実施において、健診未受診者への戸別訪問を行う。
	保険年金課	国民健康保険に加入中の４０歳～７４歳の方、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、１年度に１回、無料で、（特定）健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。また、チラシやホームページ、広報等で周知を図り普及啓発に取り組む。
	保健センター	未受診者への個別支援やアウトリーチを推進し、早期発見・早期対応につなげる。
	保育課	保育施設において、定期的な内科・歯科健診を実施する。
46 障害のあるこどもの早期支援・療育事業の充実		
	保健センター	はんのうキッズすくすくクラブを実施することで早期支援を行う。
	こども支援課	関係機関と連携し、こどもと保護者に寄り添った支援を行い、必要に応じて専門相談や療育に繋ぐ。
	保育課	保育施設において、発達支援巡回を実施し、幼少期より早期支援や療育の必要性について検討を行う。
	障害福祉課	引き続き関係機関と連携を図りながら、早期の支援と療育を開始していく。
2　こころの健康づくりの推進		
47 こころの健康の維持と増進		
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、積極的にアウトリーチ活動を行う。
	保健センター	自殺対策強化月間にあわせて図書館で図書展示を行う。
	障害福祉課	精神保健を基本とした多機関多職種による相談支援を実施するとともに、多機関多職種ネットワークを構築する。
48 生きることの包括的な支援（自殺対策事業）の充実		
	保健センター	自殺対策協議会を通して、救急医療や地域医療、地域保健等との連携体制の構築に努める。その他各種事業を通して自殺対策の推進を行う。
	障害福祉課	障害のある方やその家族の複合ニーズについて、関係機関と連携し包括的な支援体制を強化する。介護支援専門員協議会と相談支援連絡会の共催研修を実施し、精神保健の視点を盛り込んだ研修会を開催する。
3　医療機関への受診に係る支援		
49 自立支援医療制度の周知		
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうと連携し、自立支援医療制度を周知する。必要な方がいつでも制度を利用できるよう、内容についても理解を深める。
	医療管理課	受診時及び訪問看護利用の際、対象者へ制度について説明し、手続できるよう案内する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	保健センター	必要時、自立支援医療制度の紹介を行う。
	障害福祉課	・当該制度を継続的に周知するため、ホームページや手引き等に制度内容を掲載する。 ・重度心身障害者医療の拡大（自立医支援医療（精神通院））について、対象者の方への周知を保険年金課と連携して行う。
50	身近な医療機関への受診支援	
	医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターにおいて、外来患者の送迎サービスを実施する。訪問看護は状況により同行受診や電話、紙面での情報提供を行う。
	保健センター	関係機関や医療機関と連携をとり、適切に医療が受けられるよう支援する。
	障害福祉課	障害児通所支援受給者証の申請時だけでなく、服薬調整等が必要な時も地域連携により適切な医療機関へつないでいく。
51	精神疾患が疑われる人や精神科医療を中断している人等への訪問支援	
	医療管理課	訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、在宅生活を支援するとともに、関係機関と連携し、受診につながるよう支援する。
	保健センター	関係機関と連携し、医療機関受診等の必要な支援を提供する。
	障害福祉課	多機関多職種による訪問支援を実施し、必要な方には医療導入に向けた対話や生活支援を行う。
4　医療機関等と連携した地域移行・定着支援		
52（重点）	精神科医療機関等との連携	
	医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションにおいて、専門の医療機関へ紹介するとともに、情報を共有する。 必要に応じて、対象者に関わる専門職によるカンファレンス等にも参加して、関係機関と連携を図り支援する。
	保健センター	関係医療機関と連携し、退院支援・退院後の在宅支援を行う。
	障害福祉課	精神科医療機関、保健所、指定一般相談支援事業所、ピアサポートグループ等との連携により退院支援を実施する。
53	地域移行後の定着支援	
	介護福祉課	・医療機関や地域包括支援センターと連携し、地域移行後の情報共有を行い必要であれば支援に繋げていく。 ・多職種連携座談会飯能・日高ワールドカフェや在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、地域移行後の支援内容について協議する機会を設ける。
	医療管理課	各診療所による訪問診療等及び訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、病状の安定を図るとともに、関係機関との連携により地域移行後の生活を支援する。
	保健センター	関係機関と連携し、定着支援を行う。
	障害福祉課	ピアサポートグループによる支援・相談支援事業所による個別給付等により、退院後の地域定着に向けて訪問支援を実施する。
5　難病患者等への支援		
54(新規)	難病等に関する正しい理解の促進	
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進する。
	医療管理課	対象者及び家族等に、難病指定医や難病指定医療機関の情報等を提供・紹介する。
	保健センター	必要に応じて地区担当保健師が個別の相談を実施する。
	障害福祉課	引き続き、難病等のこどもをもつ親の会を紹介したり、リーフレットの配架等を行う。
55(新規)	難病患者等及びその他心身の機能に障害のある方へのニーズに応じた在宅生活への支援	
	介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。
	医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターの通所リハビリ、訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、生活機能の維持向上に向けて支援する。
	保健センター	地区担当保健師が本人や家族の思いに寄り添い、相談や必要な機関へつなぎ、その後の継続支援を行う。
	障害福祉課	相談支援専門員と訪問看護の連携を進め、障害福祉サービスを活用した個別支援の充実を図る。
56	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実	
	医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションは、患者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と情報共有を図り、支援する。

基本目標・施策・取組		担当課	令和８年度取組
		保健センター	地区担当保健師が関係機関、医療機関と連携をとり、必要な相談機関へつなぎ、継続的な支援を行う。
		障害福祉課	狭山保健所主催の難病対策地域協議会に出席し、他市の情報等を参考に支援の充実を図る。
	6　高次脳機能障害のある方への支援		
	57	高次脳機能障害に関する正しい理解の促進	
		介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進する。
		医療管理課	対象者及び家族等に専門機関等を紹介するとともに、必要に応じて診療や訪問看護を行う。
		保健センター	必要に応じて地区担当保健師が個別の相談を実施する。
		障害福祉課	高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、各種庁内外の研修の機会に法律に関する情報提供を行う。また、多様な障害特性の理解を図ることができるよう、研修会等を開催し、市民の障害理解の促進を図る。
	58	ニーズに応じた個別支援の充実	
		介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。
		医療管理課	各診療所による診療等の実施に加え、訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、生活機能の維持向上に向けて支援する。
		保健センター	地区担当保健師が個別の相談を実施する。
		障害福祉課	障害福祉サービスの更なる活用により、地域移行の推進、在宅生活における継続した支援の提供体制の整備を図る。
	59(新規)	高次脳機能障害のある方の参加の場の確保	
		地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。
		医療管理課	診療や訪問看護において、対象者や家族のニーズを把握し、必要に応じて関係機関と連携し、活動の場が広がるよう支援する。
		保健センター	必要時、参加の場について情報提供を行う。
		障害福祉課	高次脳機能障害のある方が安心して地域参加できるように、障害福祉サービス提供事業所や医療機関と引き続き情報共有の実施や、周知等を行う。
	60	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実	
		医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションは、対象者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と連携し情報共有を図る。
		保健センター	地区担当保健師が関係機関、医療機関と連携を取る。
		障害福祉課	県の高次脳機能障害者支援センターとの協働事業の実施に向けて検討を行う。
	7　発達障害のある方への支援		
	61	発達障害に関する正しい理解の促進	
		介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進する。
		医療管理課	対象者及び家族等に専門機関等を紹介するとともに、必要に応じて診療や訪問看護を行う。
		保健センター	乳幼児健診にて発達障害の早期発見と保健指導を実施する。
		保育課	・埼玉県が主催する発達支援マネージャー研修等を保育士が受講する。 ・公立保育所において、発達障害に関する研修会を開催する。
		学校教育課	各小中学校において、特別支援学級における理解教育の推進を図る。
		障害福祉課	家族支援事業として、発達障害・知的障害等の障害のある方の家族を対象に、学習会を開催する。
	62	発達障害のある方の自尊心を高める関わりや生きやすくなる社会づくり	
		医療管理課	対象者及び家族等を通して、自尊心を高め、自分らしく生きる生き方について、自ら発信できるよう支援する。
		保健センター	地区担当保健師が個別の相談を実施する。
		こども支援課	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。
		障害福祉課	当事者や家族団体当の声やニーズに応じた社会資源の開発・発展を、障害者支援協議会や日常の相談支援で検討する。
	63	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実	

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	医療管理課	訪問看護ステーションは、対象者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と連携し情報共有を図る。
	保健センター	地区担当保健師が発達の教室や専門機関、療育機関の紹介を行うとともに、継続的支援を行う。
	保育課	保健センター、子育て総合センター等と連携し、支援を行う。
	障害福祉課	日常的な情報共有や連携を継続して行い、必要に応じて埼玉県発達障害者支援センターまほろばに早期助言をもらい、ニーズに適した支援体制を構築する
6　多様な就労への支援		
1　就労機会の確保・職場開拓・雇用促進		
64　就労支援体制の強化		
	障害福祉課	・障害者支援協議会就労支援部会により、地域の就労支援体制の強化に向けて協議する。 ・就労選択支援の更なる周知に加え、適切な運用に基づいた就労支援提供体制を整える。
65　職場開拓・雇用促進に向けた支援		
	産業振興課	障害者雇用を検討している企業に対して、飯能市障害者就労支援センター等の情報提供を行う。
	障害福祉課	市内の特例子会社との協働事業として、就労支援ガイダンスを実施する。
66　多様な働き方の保障		
	産業振興課	内職求人の紹介により、多様な働き方の支援に取り組む。
	障害福祉課	多様な働き方を支援する障害福祉サービス提供事業所や、障害者雇用企業等と連携した就労支援ガイダンスを開催する。
2　働き続けるための支援		
67　就労の定着に向けた支援・職場環境の調整		
	障害福祉課	就労支援センターによる定着支援、職場環境調整を実施する。
68　経済的自立に向けた支援		
	障害福祉課	官公需のみならず、民需の促進を図るため、企業との検討を就労支援センター等の就労支援機関とともに行い、障害のある方の工賃向上を図る。
69　障害福祉サービス提供事業所（就労系）の取組への支援		
	維持管理課	障害者就労支援施設２団体と公園清掃の委託契約を締結し、週１回の園内清掃を実施して清潔で快適な公園となるように取り組む。
	障害福祉課	就労支援ガイダンスを開催するとともに、各種イベントへの出店調整による工賃向上を図る。
7　文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援		
1　文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動、生涯学習の充実		
70(新規)　文化芸術活動に取り組む障害のある方等の活動支援		
	自治振興課	・市民活動センターにて、障害のある方や高齢者施設利用者の作品展示「アールブリュット展」を開催し、障害のある方等の文化芸術活動を支援する。 ・情報発信の際は、紙媒体だけでなく市のホームページやＳＮＳなど電子媒体も活用し、多くの人に情報をお伝えすることができるように配慮する。
	生涯学習スポーツ課	文化芸術団体等の事業において各連盟の活動や展覧会などの情報を把握し、問い合わせがあった際には情報提供を行うなど活動支援に努める。
	富士見地区行政センター	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ施設の貸し出しをする。
	第二区地区行政センター	文化芸術活動を行っている障害のある方に、地区文化祭に出展してもらうよう周知する。
	美杉台地区行政センター	地区文化祭（作品展示会）の開催時には、個人出品募集にあたりセンターだよりで広く周知し、電子申請でも受け付ける。
	名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかけ交流する。
	障害福祉課	文化芸術活動に取り組む障害のある方たちに対する継続的な支援及び市民との交流機会の拡大につながる事業を行う。
71　スポーツに取り組む障害のある方等の活動支援		
	生涯学習スポーツ課	モルック等のニュースポーツの普及を促進し、誰でも活動できるスポーツの普及に努める。
	第二区地区行政センター	地区スポーツ協会や利用者団体と協力し、障害のある方が参加しやすい事業を計画し、周知する。
	加治地区行政センター	加治スポーツ協会と連携して、障害のある方も参加できるスポーツイベントを開催する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	加治東地区行政センター	加治スポーツ協会と連携して、障害のある方等も参加できる各種事業を開催する。
	美杉台地区行政センター	幅広い分野の講座実施を検討し、障害のある方も参加できるよう配慮する。
	吾野地区行政センター	スポーツ協会等と連携して各種事業を行う。
	名栗地区行政センター	小学校と地区との合同運動会において、誰もが参加しやすいプログラム設定を検討するよう主催団体に働きかける。
	障害福祉課	パラスポーツに関する協議会において、優秀な成績を収めたアスリートを表彰受賞者として推薦する。
72 福祉スポーツ大会等の開催		
	障害福祉課	飯能市社会福祉協議会と連携し、福祉スポーツ大会を開催する。障害のある人やその家族がスポーツを通じて、学生ボランティアや地域の方等と楽しみながら交流することを図る。
73 余暇・レクリエーション活動の充実		
	生涯学習スポーツ課	・出前講座等の各種講座の情報を提供し、障害の有無に関わらず生涯学習活動に参加できる機会を提供する。 ・モルック等のニュースポーツの普及を促進し、障害の有無に関わらず誰でも楽しめるスポーツの普及に努める。
	富士見地区行政センター	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ施設の貸し出しをする。
	精明地区行政センター	精明スポーツ協会と連携し、障害のある方も楽しめる大会等を開催する。
	美杉台地区行政センター	加治地区スポーツ協会等と連携して、各種事業を開催する。
	吾野地区行政センター	公民館活動（サークル・グループ活動）において貸館を行い、活動の支援を行う。
	原市場地区行政センター	地区のスポーツ協会と連携し、スポーツ活動を通して地域住民との交流を図る。
	障害福祉課	障害福祉サービス提供事業所が、余暇・レクリエーション活動を実施できるよう情報提供を継続して行う。また、必要であれば、余暇活動などの実施がない障害福祉サービス提供事業所に個別で助言等を実施する
2 地域活動支援センターの充実		
74 地域活動支援センターによる余暇・レクリエーション活動に関する支援の充実		
	南高麗地区行政センター	地区スポーツ協会と連携し、障害のある方も参加でき、楽しめる大会等の企画に取り組む。
	障害福祉課	利用者の声を最大限取り入れた活動を実施するため、毎月の情報共有に加え、新しい取り組みをする際は事前に検討し、利用者の主体性を育む。
8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進		
1 防災対策・災害時支援体制の充実		
75（重点） 障害特性に配慮した防災対策の推進		
	防災危機管理課	災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時要援護者リストの登録者の募集を行い、申請に基づきリスト及び個別避難計画を作成し、必要な支援体制の構築に取り組む。
	自治振興課	自治会連合会の会議等の機会において、障害のある方が地域防災訓練に参加しやすい環境づくりや障害のある方に配慮した防災対策について呼びかけを行う。
	地域福祉課	民生委員・児童委員との連携により、災害時要援護者プランの普及・啓発を行う。
	介護福祉課	・福祉避難所に指定されている施設の現状を把握し、関係機関と連携しながら、福祉避難所開設に伴う模擬訓練を実施する。 ・福祉避難所における、感染症の感染防止等の対応も含めた検討を行う。
	加治地区行政センター	地域と連携し、障害特性に配慮した防災対策を推進する
	美杉台地区行政センター	保育所、児童館、地区行政センターの３施設で、障害のある方も想定した避難方法を検討する。
	吾野地区行政センター	地区行政センター等における支援物資等の確認を行う。また、障害特性に配慮した避難所の設営・運営について情報の共有や検討を行う。
	原市場地区行政センター	障害のある方等に配慮した地区行政センター避難訓練の実施
	名栗地区行政センター	安全に避難行動がとれるよう自治会（自主防災）と協力しながら防災訓練を行う。
	障害福祉課	狭山保健所等と連携しながら医療的ケア児者の個別防災避難計画を、優先順位の高い方から策定していく。
76 避難所機能の充実及び避難生活への支援		
	防災危機管理課	現地対策班員向けに避難所開設訓練を行い、避難者の状況に応じた対応を推進する。また、福祉避難所や関係部署との連携を強化し、災害時の受入や運営についての調整を行う。
	自治振興課	地域の自主防災組織、危機管理室と連携した研修会に引き続き参加し、障害のある方の特性に配慮した避難所運営の方法を習得する。

基本目標・施策・取組	担当課	令和８年度取組
	保健センター	飯能市地域防災計画及び飯能市災害時医療マニュアル等に基づき、災害時に備えた準備、訓練を実施する。災害発生時等に関係機関と速やかな連絡及び情報共有を行うための協力体制を確認する。
	飯能中央地区行政センター	現行の避難所マニュアルの見直しに併せ、障害のある方の特性に配慮したマニュアルとなるようにする。
	第二区地区行政センター	避難所開設時には、障害のある方に配慮し優先的に避難所スペースを確保するとともに、声かけや必要な支援を行う。
	精明地区行政センター	障害のある方も安心できる避難所運営の方法を、自主防災会、現地対策班員と共に検討する。
	双柳地区行政センター	障害の特性に応じた避難所運営のため、物資等の確認や運営方法の検討を行う。
	加治地区行政センター	自治会等と連携して、避難所運営に関する意識の啓発を図る。
	美杉台地区行政センター	地域の自主防災会と連携し、障害のある方も安心して避難できる環境づくりを検討する。
	南高麗地区行政センター	障害のある方でも戸惑うことなく利用できるように、避難所運営の体制を整える。
	原市場地区行政センター	障害者等に配慮した地区行政センター避難訓練の実施
	名栗地区行政センター	避難所となる地区行政センターにおいて、安心して避難してもらえるよう体制を整える。
	障害福祉課	・定期的な情報の更新を行い、災害対策を推進する。 ・市の土砂災害避難訓練、福祉避難所開設訓練に参加する。 ・災害時の支援に資する仕組みの構築について調査を行う。
2　防犯体制の強化		
77　犯罪や消費生活トラブルの未然防止		
	人権くらし安全課	（くらし相談担当） ・女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて、犯罪や消費生活トラブルに繋がる可能性のある相談を受けた際は、相談者に対し警察や消費生活センター窓口の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との情報共有を行う。 ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、ＨＰ等で具体的な事例を用いて注意喚起する。 （防犯・交通担当） ・特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 ・年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。
	保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。
78　障害のある女性等の犯罪被害の未然防止		
	人権くらし安全課	（くらし相談担当） ・女性相談や配偶者暴力相談支援センターにおいて、障害のある方が犯罪に繋がる可能性のある相談を受けた際は、相談者に対し警察や消費生活センター窓口の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との情報共有等を行う。 ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、ＨＰ等で具体的な事例を用いて注意喚起する。 （防犯・交通担当） ・特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 ・年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。
	保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。
	富士見地区行政センター	施設の多目的トイレ等を定期的に見回る。
	障害福祉課	障害福祉課のみならず、全庁的な市民向け講演会等の中で、犯罪被害について啓発できるか検討を行う。
3　住みよいまちづくりの推進		
79(新規)　バリアフリー化の推進		
	観光課	維持管理している観光公衆トイレ等の公共施設に設置する案内やマナー啓発等の提示物について、ピクトグラムやイラスト等のユニバーサルデザインに考慮し、多くの人が利用しやすい施設にする。
	介護福祉課	住み慣れた家を暮らしやすい環境にするため、住宅改修費支給や介護予防住宅改修費支給などにより、段差の解消など改修によるバリアフリーを推進する。
	都市計画課	・飯能市公共交通マップの配布、ホームページ公開、停留所の表示整備により、分かりやすい公共交通の情報発信を行う。 ・飯能市乗合ワゴン利用における車いす対応を継続して行う。
	都市整備課	市道1-5号線（下加治・平松）　歩道をバリアフリー化する。
	区画整理課	バリアフリーに対応した構造にて歩道を整備する。

基本目標・施策・取組			担当課	令和８年度取組
			原市場地区行政センター	施設内の段差など、改善点を探して対応する。
			原市場地区行政センター	施設内の段差など、改善点を探して対応する。
			名栗地区行政センター	駐車スペースやスロープ、トイレ等の使用に支障をきたさぬよう、日常的に確認を行う。
			障害福祉課	関係各課がバリアフリー化の推進を実践できるよう助言していく。
		80	交通環境の向上	
			人権くらし安全課	関係団体及び関係機関の協力を得て、交通安全運動期間中などに、街頭キャンペーンを実施するほか、交通安全施設の整備や自転車駐車場の維持管理、放置自転車の撤去等を実施し、安心・安全な交通環境の整備を行う。
			都市計画課	バス停へのベンチ設置等により、待合環境の整備を行う。
			都市整備課	市道1-5号線（下加治・平松）　危険箇所・渋滞箇所を改良する。 阿須小久保線（阿須工区）　狭隘箇所の拡幅改良、線形改良を行う。
			維持管理課	道路環境を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路パトロール（月2回・2班体制）を実施し、また、必要な箇所の維持・修繕等を行い交通環境の向上に努める。
			区画整理課	計画道路の整備を推進する。
			障害福祉課	引き続き福祉有償運送の事業継続に向けた事業所支援を実施する。
		81(新規)	安心して暮らせる居住の支援	
			都市計画課	・飯能市開発行為に関する指導要綱及び開発許可等に基づき、良好な宅地開発の指導を実施する。 ・地区計画制度により、良好な住環境の整備を推進する。
			障害福祉課	住宅セーフティネットや市営住宅等に関する住宅確保要配慮者に対する庁内検討会議を実施する。